

# 環境影響評価法の対象とする 風力発電所の規模の検討について



日本自然  
保護協会

The Nature Conservation  
Society of Japan



自然のちからで、明日をひらく。

私たちは、人と自然がともに生き、赤ちゃんからお年寄りまでが  
美しく豊かな自然に囲まれ、笑顔で生活できる社会を  
つくることを目指して活動しています。

公益財団法人 日本自然保護協会  
保護部 部長 大野 正人

# 風力発電事業の対象規模と「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」

- 2012年10月の環境影響評価法改正により風力発電も環境アセスメントの対象となった。

第一種事業は出力1万kW以上で、環境影響評価を行なう。

第二種事業は出力7500～1万kWで、スクリーニングを行なう。

- 2020年12月1日「第1回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」で検討の俎上にのった。

法アセスの対象となる規模要件の引上げ方針を本年度内に策定



再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会

# 「風力発電に関する環境影響評価」の要件緩和に対する意見書 日本自然保護協会と日本野鳥の会が提出（12月15日）

## ＜主な主張＞

1. 環境影響評価法は再生可能エネルギーの導入と生物多様性の保全の両立を図るうえで重要な役割を担っている制度であり、その機能を損ねてはならない。
2. 風力発電による環境影響の問題は規模ではなく立地選定によることから、1万kW以上とする現行の規模要件の見直しをすべきではない。
3. 環境影響評価の実施期間の短縮は、自然環境の十分な調査と評価ができなくなり、手続きの質の低下を招く。
4. 拙速な要件緩和や期間短縮を進めるのではなく、早急に検討会を設けてゾーニング制度の充実と規模要件や手続きのあり方を検討すべき。

<https://www.nacsj.or.jp/media/2020/12/23434/>



# 1. 環境影響評価の意義

- ・環境影響評価法は、規制法ではなく手続き法。
- ・環境への影響を未然に回避・低減すること、地域住民との合意形成に貢献している。
- ・形式的にならず丁寧に行うことが必要であり、「実施期間の短縮」により、環境に関する調査・評価が不十分、地域住民との合意形成が十分得られなくなると懸念される。
- ・環境影響評価は、再エネの導入と生物多様性の保存の両立、住民の合意を図るうえで、重要な役割を担っている制度であり、さらなる充実こそが重要。

**平成30年度規模要件の再検討では、日本自然保護協会もヒアリングで意見し、データが不足していることから見直しの見送りの結論が出ている。**

※平成30年度「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」

## 2. 規模要件の見直しの問題

～仮に風力発電の対象を1万kWから5万kWへ引き上げた場合の懸念～

### 1) 出力の大規模化による環境影響の検証が必要である

風力発電 5万kW の想定される規模

(参考：環境省平成30年検討会資料)

仮に 1基 5,000kW (125m) = 10 本

土地改変面積 約20ha (参考：東京ドーム 4.7ha 約4個分)

規模が大きくなれば、特に山間部、海岸部での自然環境、コウモリ、鳥類、景観の影響は大きくなると考える。

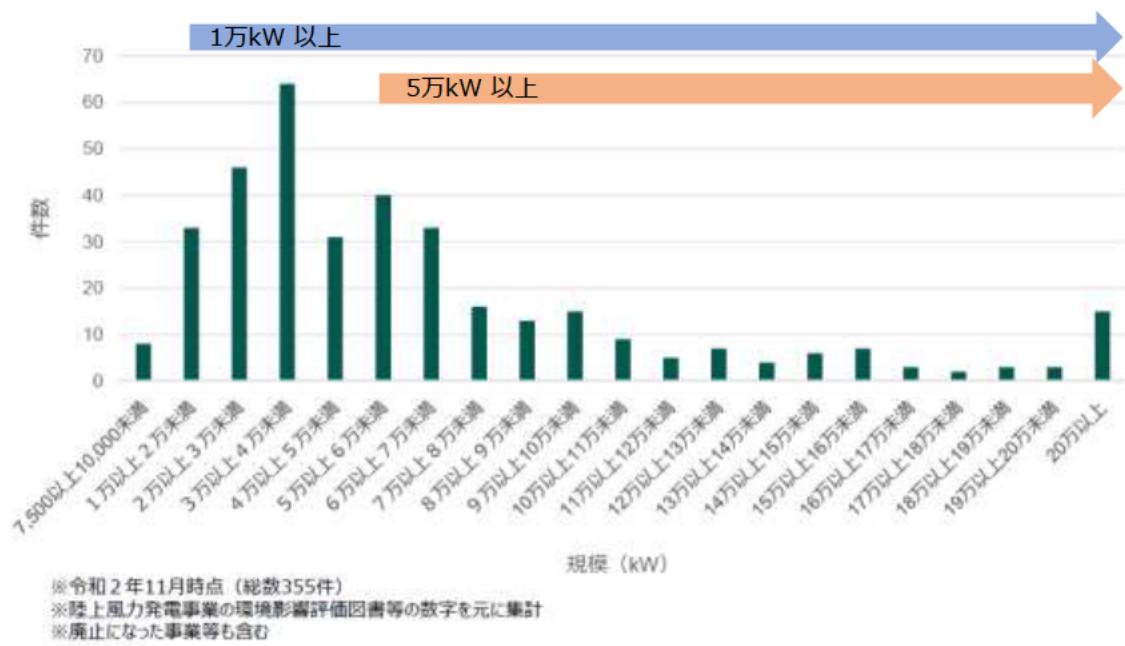


図1：環境影響評価法の対象事業となった事業計画の規模別件数  
(引用・環境省2020年12月1日、第1回タスクフォース資料 に一部加筆)

## 2. 規模要件の見直しの問題

～仮に風力発電の対象を1万kWから5万kWへ引き上げた場合の懸念～

### 2) 第二種事業のスクリーニングも狭い範囲となる

- 第二種事業のスクリーニングの対象規模は、限られた範囲になる。

5万 kW以上	第一種事業
3.75万~5万 kW	第二種事業（「第一種に準じる」法で定める75%）
1万~3.75万 kW	スクリーニングにもかからない

- 第二種事業を広く設定しスクリーニングをすることも考えられるが、「準じる」ことの解釈の検討や他事業も含めた法改正が必要になる。
- 参考：「第一種事業の規模要件の見直しの検討と併せて、第二種事業の範囲拡大によるスクリーニング制度の活用について、スクリーニング制度の見直しも含めて検討を進めるべきである。」（太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書、2019）

## 2. 規模要件の見直しの問題

～仮に風力発電の対象を1万kWから5万kWへ引き上げた場合の懸念～

### 3) 自治体の条例アセスは必ずしも整っていない

- 未対象の自治体に風力発電施設が集中することになる。
- 自治体の条例の改正までには時間がかかり、空白期間が生じる。その経過措置が必要。環境省から条例改正はお願いベースでしかない。
- さらに条例アセスも規模要件をあげた場合に、自主アセスが十分にカバーし機能しうるのか。

風力発電事業を対象としていない都道府県  
青森、岩手、秋田、栃木、群馬、埼玉、東京、  
新潟、富山、石川、三重、奈良、大阪、鹿児島



図2：条例アセスで風力発電を対象とする都道府県  
(2021年1月現在)

## 2. 規模要件の見直しの問題

～仮に風力発電の対象を1万kWから5万kWへ引き上げた場合の懸念～

### 4) 自主アセスでは代替えの手続きにならない

- ・自主アセス対象事業（スマールアセス）は「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない小規模の風力発電所」に限定（法アセス、条例アセスの対象外）
- ・原則として配慮書、報告書の手続きは行わない。  
　>>計画段階での配慮がなくなる。事後調査、その公表もされない。
- ・インターネットでの縦覧は必須としない。意見は郵送、意見箱へ投函、FAXで送付  
　>>メールは？ 住民のアクセス・コミュニケーション阻害される。
- ・「鳥類」「今後も調査実績を積み重ねていく必要がある」とあるが、報告書手続きはしないとされ、事後調査はしないことになる。
- ・「生態系」小規模であることから必須の調査項目としては取り上げられていない。
- ・「希少猛禽等」記載内容が乏しく ガイドライン「猛禽類保護の進め方」の2巣期の調査の必要性は書かれていない。

参照 「小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック」

[http://jwpa.jp/pdf/small-scale\\_assessment\\_guidebook\\_ver2.pdf](http://jwpa.jp/pdf/small-scale_assessment_guidebook_ver2.pdf)

## 2. 規模要件の見直しの問題

～仮に風力発電の対象を1万kWから5万kWへ引き上げた場合の懸念～

### 5) 環境影響評価法における国の役割

(第三条 国等の責務)

環境影響制度の適切な管理・運営を行なう、結果を施策に的確に反映させる、情報の収集・整理・提供など基盤の整備に務める

＜環境大臣の意見＞

- ① 国が定める計画や目標との整合を図る視点 (ex.生物多様性国家戦略、種の保存法)
- ② 國際的視点・國際条約の実効性を確保する立場 (ex.ラムサール条約湿地、SDGs、OECM)
- ③ 全国的視点・国民的ニーズや地域横断的な課題に対応する立場 (ex.防災減災、地域循環共生圏)

参照：逐条解説 環境影響評価法 改訂版

- 知事意見は自治体によってその厳しさに違いが出てしまう。都道府県をまたぐ広域的な影響、累積的な影響などへの視点が欠ける。
- 国土全体を視野にした、日本の環境保全を担う政府の責任がある。
- 風力発電の情報のアップデートが劣る（環境アセスメントデータベースEADASへの反映）
- 国のエネルギー政策やグランドデザインへの反映される可能性がなくなる。

### 3. おわりに

- ・日本自然保護協会は、エネルギー転換のひとつの手段として風力発電を、自然環境・生物多様性と両立して進めるべきであると考える。そのためには、風力発電の影響を回避・低減のためにも、環境影響評価法の機能をさらに發揮させるべきである。
- ・2050年にカーボンニュートラルをめざすこととなった今、最優先に求められることは、持続可能な土地利用につながる戦略的環境アセスメントの導入と、社会的合意形成をつながすゾーニング（促進、調整、保全）の制度設計であると考える。

以上